



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

上場会社	フジテック株式会社
代表者	代表取締役社長 内山 高一
(コード番号	6406)
問合せ先責任者	常務執行役員財務本部長 加藤 義一
(TEL	0749-30-7111)

コーポレートガバナンス基本方針の制定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 6 日開催の取締役会において、添付の通り、「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、基本方針)を制定いたしましたので、お知らせいたします。

「コーポレートガバナンス基本方針」は、「コーポレートガバナンス・コード」が平成 27 年 6 月から適用されたことを機に、同コードの 5 つの基本原則に沿って、これまでのコーポレートガバナンスへの取り組みを改めて整理し、制定をしたものです。

2015年11月6日制定

フジテック株式会社
コーポレートガバナンス基本方針

序 文

本基本方針は、フジテック株式会社(以下、「当社」といいます)におけるコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とします。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表します。

第1章 総則

(基本的な考え方)

第1条 当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能を実効的に果たします。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の平等性の確保)

第2条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行います。

(資本政策の基本的な方針)

第3条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本コストを意識した資本政策を実施します。

(株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基準)

第4条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を別途定め、開示します。

(関連当事者間の取引)

第5条 当社は、取締役や主要株主との取引にあたっては、法令および当社の内規(取締役会規程等)に従い、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会の決議をもって取引条件の相当性を確認いたします。

2 また、当該取引条件の相当性は、事後に行われる監査役や会計監査人による監査の対象といたします。

3 当社は、上記の事前および事後の手续を通じて、関連当事者取引により当社および株主共同の利益が害される事態を防止します。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(ステークホルダーとの関係)

第6条 取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他のさまざまなステークホルダーの利益を考慮します。

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第7条 当社は、経営理念を実践することこそが当社のCSRであると認識し、社会や自然との共生を図り、持続可能な社会を実現するために、そして価値ある企業としての成長を持続するために、ステークホルダーの皆様とともに、安全への取組み、人材開発・技術の伝承、社会貢献活動、環境活動等、さまざまなCSR活動に取組みます。

(コンプライアンス・ホットライン)

第8条 当社は、不正・不適切なおそれのある行為等に関し、通常の職制ラインによって通報されにくい社員からの情報を収集、調査のうえ、当該行為等があるときは適切な是正・改善等措置を講じるため、当社子会社の主要拠点をはじめ、グループ全社的な内部通報・相談窓口の設置、活用を促進します。

2 当社は、上記内部通報・相談窓口へ相談及び通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行いません。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

- 第9条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社および当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示いたします。
- 2 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示いたします。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割、権限委譲)

- 第10条 取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うものとします。
- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。
- 3 前項の重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定については、グローバル経営会議や執行役員会議等の下位の会議体および当該業務を統括または担当する執行役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および役員等の職務執行の状況を監督します。

(独立社外取締役の役割)

- 第11条 社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主共同の利益の観点から、取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を監督します。

(取締役会の構成、多様性)

- 第12条 当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である11名以内とします。
- 2 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の重要性に鑑み、前項で定める取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の人数を2名以上として運営します。

- 3 当社は、取締役会における人材の多様性が、取締役会の有効性を高め、当社が永続的に発展していくための重要な要素であるということを認識し、取締役候補者を選出する際に、性別・年齢などにかかわらず、当社の事業にとってふさわしい当該人材のスキル、経験および視点の多様性を考慮します。

(取締役の資格および指名手続)

第13条 当社の取締役候補者は、当社の経営を的確、公正かつ効率的に監督・遂行することが出来る優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選出するものとします。

- 2 当社の社外取締役候補者は、監督機能を十分に発揮するため、企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等の分野における高い見識や豊富な経験を有する者を選出するものとし、独立社外取締役候補者は、これに加え、別途定め開示する社外役員の独立性に関する基準を満たす者を選出するものとします。
- 3 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とします。
- 4 新任取締役(補欠取締役を含む)の候補者は、本条を踏まえ、取締役会が指名する取締役等に諮問のうえ、適正、透明な審査を経た上で、取締役会で指名、決定します。

(監査役の資格および指名手続)

第14条 当社の監査役候補者は、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが出来る優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選出するものとします。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないものとします。

- 2 当社の社外監査役候補者は、監督機能を十分に発揮するため、企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等の分野における高い見識や豊富な経験を有する者を選出するものとし、独立社外監査役候補者は、これに加え、別途定め開示する社外役員の独立性に関する基準を満たす者を選出するものとします。
- 3 新任監査役(補欠監査役を含む)の候補者は、本条を踏まえ、取締役会が指名する取締役等に諮問のうえ、適正、透明な審査を経た上で、監査役会の同意を得て、取締役会で指名、決定します。

(取締役会の議長)

第15条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるように努めます。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮し

ます。

(取締役の責務)

第16条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くします。

2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行します。

(独立社外取締役および監査役による社内情報へのアクセス)

第17条 当社の社外取締役および監査役は、必要がある時または適切と考える時にはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができるものとします。

2 当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することが出来るよう、コーポレート部門(財務本部、総務本部、総合企画本部、秘書室等)が適宜支援します。

3 当社は、監査役会および各監査役がその職務を適切に遂行することが出来るよう、適切な人員および予算を付与された監査役会事務局(監査役室)を設置します。

(取締役等の報酬等)

第18条 取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定します。

2 各取締役の報酬の額については、当該基準に基づき、取締役会が指名する取締役等に諮問のうえ、業績、他社水準、従業員給与等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持ち株会に拠出することとします。

3 上記の報酬額とは別枠で、株主総会で決議した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権付与の限度額の範囲内において、各取締役への新株予約権発行時期・配分等のほか、細目、新株予約権に関するその他の内容等については取締役会にて決定します。

(承継プラン)

第19条 取締役会は、社長(最高経営責任者)の立案に基づき、取締役会が指名する独立社外取締役等に諮問のうえ、随時、社長(最高経営責任者)の承継プラン(サクセッション・プラン)を審議し、取締役会の決議をもって策定・見直しを行います。

2 取締役会は、社長(最高経営責任者)が退任するときには、前項の承継プランを踏まえ、社長(最高経営責任者)の後継者となるべき候補者を決定します。

(取締役および監査役の研鑽および研修)

- 第20条 当社の取締役および監査役は、その見識、能力、経験等に応じて、外部弁護士、公認会計士、その他の経營業務に関わる専門家による研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき社長(最高経営責任者)またはその指名する担当執行役員から説明を受けるものとします。
- 2 当社の取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むものとします。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

- 第21条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との間で建設的な対話を行います。
- 2 当社は、株主との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を別途定め、開示するものとします。

以 上

独立役員選任基準

I 選任基準

1. 独立役員とは、当社の社外役員（社外取締役、社外監査役およびそれらの候補者をいい、以下同じ。）であって、かつ、次の事項のいずれにも該当しない人物をいう。
 - (1) 当社グループの業務執行者
 - i. 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
 - ii. その就任前 10 年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人の職にあった者
 - iii. その就任前 10 年間のいずれかの時に於いて当社または当社子会社の非業務執行取締役、監査役または会計参与の職にあった者で、それらの職に就任前 10 年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人の職にあった者
 - (2) 主要株主およびその役員、業務執行者等
 - i. 当社の主要株主（議決権所有割合 10%以上の株主をいい、以下同じ。）または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近 5 年間に同役職に就いていた者）
 - ii. 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
 - (3) 主要取引先等およびその業務執行者
 - i. 当社の取引において、当社の現事業年度の 1 年間当たり、当社の連結総売上高の 2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、現事業年度に先行する 3 事業年度のいずれかの年度において、同額以上の当該支払いがあった相手先）またはその親会社もしくは重要な子会社
 - ii. 当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の 1 年間当たり、当該相手先の連結総売上高の 2%以上の当社または当社の子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の現事業年度に先行する 3 事業年度のいずれかの年度において、同額以上の当該支払いがあった相手先）またはその親会社もしくは重要な子会社
 - iii. 上記 i または ii の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人

(4) 寄付または助成先の法人等の業務執行者

当社または当社の子会社から、過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円以上または当該組織の年間総費用の 30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人

(5) 当社グループ取締役の受入先の役員、業務執行者等

当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員

(6) 大口債権者等の役員、業務執行者等

当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人(あるいは、過去最近 3 年間に同役職に就いていた者)

(7) 会計、税務、法律等の専門家

- i. 当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員(あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者)
- ii. 上記 i に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- iii. 上記 i または ii に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去 3 年間の平均で、その総売上高の 2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者

(8) 配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族

現在もしくは最近 5 年間において第 1 号(当社グループの業務執行者)もしくは第 2 号(主要株主およびその役員、業務執行者等)各号に該当する者、現在もしくは最近 3 年間のいずれかの事業年度において第 3 項(主要取引先等およびその業務執行者)各号に該当する者、現在において第 4 号(寄付または助成先の法人等の業務執行者)に該当する者、または現在もしくは最近 3 年間において第 6 号(大口債権者等の役員、業務執行者等)に該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、あるいは、現在において第 7 号(会計、税務、法律等の専門家)各号に該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者

(9) 当社の一般株主全体との間で第 1 号から第 8 号までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

2. 前項の第 2 号から第 8 号までのいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしい人物と判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

II 選任手続

取締役会において独立役員の選任候補者について他の独立役員に対して説明したうえで、少なくとも独立役員の了解、推薦または同意を得る。

III 実施

この基準は、2015 年 11 月 6 日から実施する。

以 上